

## 大阪市職員措置請求書

大阪市長に関する措置請求の要旨

自然的,我只要你完全看到他们的。"

#### 1 請求の要旨 からした おきじょう はんしん かんしん

#### (1) 対象となる財務会計上の事実

資料001のとおり締結された各業務委託契約(区民アンケート調査業務委託」(以下、単に「区民アンケート」といいます。))について、実施機関は地方自治法第138条の2の2、民法第644条(善管注意義務)に基づき、委託内容がその目的を達成できる(区民アンケートがその目的を達成できる)ように設計しなければならないところ、その義務を怠り、漫然と区民アンケートを実施しています。

そして、経費の支出に当たっても業務委託がその目的を達成できた(区民アンケートがその目的を達成できた)のかについての確認を怠り(地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反)、漫然と支出を行った結果、委託費用が支出の目的を達成されないまま支出されて、大阪市が損害を被っています。

#### (2) その行為が違法又は不当である理由

#### (ア) 令和2年度区民アンケートについて

令和2年10月2日付決裁文書「令和2年度区民アンケート調査業務の実施及び 所要経費の支出に係る各区役所に対する予算配付依頼について」(<u>資料002</u>)には次 のとおり記載されています。

#### 1 業務名称

令和2年度区民アンケート調査業務

#### 2 目的

本市では、令和元年度まで、市政改革プラン 2.0 (区政編)において地域社会における住民自治の拡充、区長の権限・責任の拡充と区民参画のさらなる推進をあげ、それぞれについて成果指標と目標値を設定し、すべての区で、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを行い、成果指標と目標値の測定を行っていた。

令和2年度以降も、全区共通的な指標を設定し、統一した手法で把握することを人事・財政部会及び安全・環境・防災部会において決議したため、引き続き 区民アンケート調査を行う。 この区民アンケートに関して、「委託内容が契約の目的を達成できるものになっておらず、また、費用の支出の際の履行確認においても、契約の目的が達成された履行内容になっているのかの確認がなされておらず、その結果、委託費用が支出の目的を達成されないまま支出されている」として 2021 年 9 月 11 日に提起した住民監査請求については請求棄却(資料 003)という結果になっています。

その監査の中で実施機関は次のような説明を行っています。

#### A) 指標の意味について

- (1) 市政改革プラン 3.0 に掲載されない「指標」における「〇〇と感じる区民の割合」の意味するところについて確認したところ、住之江区役所から次のとおり説明があった。
- ・アンケートにおいて回答された区民のうち、○○と感じていると回答された区民の割合 を意味している。

#### B) 区民アンケートの結果の比較可能性について

- (2) 「〇〇と感じる区民の割合」について前記(1)のとおりであるなら、なぜ「区民の割合」という表現を用いたのか、また区民全体に占める割合以外の値を指標としたのかについて確認したところ、住之江区役所から次のとおり説明があった。
- ・指標の測定は、各区調査対象者数を 2,000 人とした無作為抽出によるアンケートの実施 をしたものであるため、標本が母集団を代表していないことは認識しているが、毎年調 査することで経年による変化を把握し、施策を進めるうえでの参考資料として役立てて いることから、「区民の割合」という表現で問題ないと考えている。
  - C) 区民アンケートの結果による目標達成の判断の可否について
    - (3) 区民アンケートの質問は同じではないのではないか質問したところ、次のとおり回答があった。
      - ・各部会で議論いただいて、これは取っていかなくてはならないものは取って、これは目標値まで行っているからもう要らないという項目は取らない。

#### 

- (3) 「市政改革プラン 2.0 (区政編)」の成果指標の測定等についてという文書と、本件契約の調査対象数の決定の関連性、及び400弱の回答者数が必要と考えた理由等について確認したところ、住之江区役所から次のとおり説明があった。
- ・「市政改革プラン 2.0 (区政編)」の成果指標の測定等については、平成 30 年度区民アンケートの実施にかかる区長会議 人事・財政部会の決議文書なので、本件契約の調査対象数の決定に関係する文書ではないが、400 弱の回答者数が必要と考えた理由は、これまでの市民の声に対する回答において、「一般的に国などが行っている標本調査では、信頼水準 95%として調査の設計をされており、その場合のサンプル数が 400 弱必要であることを参考とし」と示しているとおり、調査結果の正確性は担保されている。
  - E) 区民アンケート報告書の統計学的説明の根拠について

阿克萨 医动脉运动表 斯州海南的自己麻瓷,松严,品碧红的美色的彩。

- (4) 本件報告書の2ページ、35ページには、「今回の調査は標本調査ですので、標本による測定値に基づいて、母集団値を推定できます」とあるが、これは、調査結果から、母集団(区民全体、市民全体)の値が推計できるという意味か確認したところ、市民局から次のとおり説明があった。
- ・本件報告書の2ページ、35 ページは、母集団の値を推計する場合の統計上のひとつの 考え方を参考として記載しているものであり、本件契約では、母集団の推計は行ってい ない。区長会議 人事・財政部会の決議に基づき、無作為抽出した 18 歳以上の市民を 対象に、各区 2,000 人を標本数としてアンケート調査を行ったものである。

(請求人注:「本件報告書」とは令和2年度区民アンケート結果報告書をさす)

- (4) 報告書の留意点のところの標本調査であるという記載と橋下市長の時からやっていることが一致しているという見方をしているのか質問したところ、次のとおり回答があった。
  - ・標本調査にするか全数調査にするか、区民全員に聞くのかサンプルを取って聞くのかそ の判断があるが、掛かる費用や手間もあり、基本的に全数は国勢調査しかない。

標本調査で何が必要かというと、有意調査という故意に回答者を選るやり方と無作為抽 出の2種がある。毎年それぞれの区がみていくとすると、無作為で抽出するのが一番合 理的である。

無作為抽出をすれば元々考えていた、区同士比較をする、経年で見るということでベースとしては問題がないと判断しすすめてきた。

G)「信頼性は同じである」との説明の根拠について

- (5) 標本の採り方は合っているという認識でやっているのか質問したところ、次のとおり回答があった。
- ・母集団が多かったらたくさん採らなければならないと考えるが、母集団の数に応じて必要な標本数は一直線に増えるのではなく逓減していく。今回で言うと、2,000 配れば400 回収しようが600 回収しようが、その信頼性は同じである。統計の入門書にも書いてありクリアできる。女性の回答率が6割となったら元の母集団の比率とは異なるというのはおっしゃる通りだが、ただ何から何まで区民の縮図である400人を選ばなければならないと思っているわけではない。

性別、年齢、子育てしているか、何年住んでいるかを聞いているが、母集団のうちどれだけが子育てしているか合わせてもいないし、何年住んでいるかなどそもそもデータがない。障がいの有無や国籍なども聞いていない。400 人取ってその区の縮図とすることは技術的に出来ないから、せめて無作為で取っておけば、最初の数値を起点として、同じやり方をして、それを上げていこうと目標にしているので、施策としての目的は果たしている。

これら説明の根拠を明らかにするために公開請求(<u>資料 004</u>)を行ったところ、不 存在による非公開決定(令和 3 年 11 月 26 日付大市民第 727 号 <u>資料 005</u>)となり ました。 この不存在決定で実施機関は、請求対象文書のうち

- ①「アンケートにおいて回答された区民のうち、○○と感じていると回答された 区民の割合を意味している。」との点は実施決裁文書の記載などとも矛盾して いますが、この説明の根拠が分かる文書は令和3年11月12日付け大監第97 号通知による住民監査請求結果
- ③区民アンケートの結果が経年比較できるものであるとする根拠が分かる文書 は令和3年7月30日付け大市民第444号通知により公開した区民アンケー ト報告書
- ⑤区民アンケートの結果で、市政改革ブラン 2.0 に記載された目標が達成された かどうかが判断できるとする根拠が分かる文書は令和 3 年 8 月 30 日付け大 市民第 517 号通知により公開した区長会議資料
  - ⑥ここでいう「調査結果の正確性」とは何か、また、「正確性は担保されている」とする根拠が分かる文書は令和3年11月12日付け大監第97号通知による住民監査請求結果及び令和3年7月30日付け大市民第444号通知により公開した区民アンケート報告書
  - ⑧区民アンケートの結果が、区同士の比較ができるものであるということ、また、 ⑨経年変化を測定できるものであるということについて、その根拠が分かる 文書は令和3年7月30日付け大市民第444号通知により公開した区民アン ケート報告書
  - ①区民アンケートの結果はどのような意味を持つデータで、取組の評価に用いることができるなどと言う根拠はどのようなものかが分かる文書は令和3年7月30日付け大市民第444号通知により公開した区民アンケート報告書及び令和3年8月30日付け大市民第517号通知により公開した区長会議資料をそれぞれ特定しています。

この決定を不服として審査請求を提起したところ、情報公開審査会は昨年 12 月 20 日に答申を出しました。(資料 006)

この答申において情報公開審査会は次の判断を行っています。 まず前提として情報公開審査会は次のように認定しています。

審査請求人が審査請求書等で指摘するように、実施機関は当該区民アンケート結果を用いて経年比較や目標達成の判断を行っているが、これは、区民アンケートを、あたかも、各区の代表性を有するかのように扱うものである。

1.00. 使点的现在分词 1.00 (1.0

一方、監査報告書中の市民局の説明によれば、当該区民アンケートは、「母集 団の推計は行っていない」、「回答率の偏りの検証は行っていない」、「統計学的 に推計できるよう設計されたものではない」ものであると認められる。

そうであれば、調査結果について、統計学上、各区の代表性を有していること を保証できないものであり、統計学以外の理論を用いて比較可能な理由を説明 できるとも考えられない。

したがって、本件公開請求の決定通知書やこの間の調査・審議から、各区の代表性が担保されていない結果に基づき、(意味のある)経年比較や目標達成評価ができるのかについて、実施機関において検討がなされたとは認められない。

なお、審査請求人が指摘するように、区民アンケート結果報告者や実施機関職員の監査の際の説明等において、統計学を前提としたような説明が散見されるが、それらは一貫性のないものであると認められるから、そのような説明がなされた事実をもって、本区民アンケートの設計等に際して、統計学を含めた学問的な検討がなされたとは認められない。

ここで情報公開審査会は、「当該区民アンケート結果を用いて経年比較や目標達成の判断を行」なうためには、「調査結果について、統計学上、各区の代表性を有していることを保証でき」なければならないところ、実施機関は「当該区民アンケートは、『母集団の推計は行っていない』、『回答率の偏りの検証は行っていない』、『統計学的に推計できるよう設計されたものではない』」などの説明を監査に対して行っていることから、「各区の代表性が担保されていない結果に基づき、(意味のある)経年比較や目標達成評価ができるのかについて、実施機関において検討がなされたとは認められない。」と認定しています。

つまり、上記 1(1)で述べたように実施機関の不作為(善管注意義務の不履行)により、区民アンケートがその目的を達成できるようには実施されていないということが認定されているわけで、区民アンケートの実施及び経費の支出は違法に行われており、大阪市が損害を被っています。

そして、各請求対象文書について、請求対象文書①については、公開請求の趣旨を「本件請求で審査請求人が求めているのは、「『指標』における『〇〇〇〇と感じる区民の割合』」に「アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合」を用いることができる根拠が記載された文書と解するのが相当である」と認定した上で、「しかし、当該部分は、説明を行った住之江区役所職員の認識を示しているに過ぎず、組織としての意思決定とは認められないため、審査請求人が求めている「『指標』における『〇〇と感じる区民の割合』」に「アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合」を用いることができる根拠ではないと考える。よって、「令和3年11月

12日付け大監第97号通知による住民監査請求結果」については、公開請求①に合 致する文書ではな」く、請求対象文書①は不存在であると判断されています。

そして、「実施機関は特段の検討を行うことなく、市政改革プラン 2.0 における 『〇〇と感じる区民の割合』について区民アンケートの結果を用いて測定している」とし、実施機関の「アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合」をもって、区民アンケートの目的を達成できるものであるとの説明が否定され、上記 1(1)で述べた実施機関の不作為(善管注意義務の不履行)を認定しています。

医铁环氏线 电压力 网络数海撒哥铁铜矿岩 髓板质

次に請求対象文書③については、公開請求の趣旨を「本件請求で審査請求人が求めているのは、ただ単純に経年で比較した表やグラフが掲載された文書ではなく、そのような比較が可能であることを理論的に説明した文書と解するのが相当である。」と認定した上で、「審査会において、実施機関から提出された『令和3年7月30日付け大市民第444号通知により公開した区民アンケート報告書』を見分したところ、審査請求人が求めている経年比較が可能であることを理論的に説明するような記載は認められなかった。よって、『令和3年7月30日付け大市民第444号通知により公開した区民アンケート報告書』については、公開請求③に合致する文書ではな」く、請求対象文書③は不存在であると判断されています。

そして、「実施機関は特段の検討を行うことなく、区民アンケートを実施していると認められ、そうであれば、経年比較についても、どのような前提条件があれば比較可能かについて検討することなく、ただ単純に比較していると認められる」とし、実施機関の区民アンケート報告書を見比べることで経年変化の把握ができ、「成果指標と目標値の測定」、「全区共通的な指標を設定し、統一した手法で把握」という区民アンケートの目的が達成できるものであると説明が否定され、上記1(1)で述べた実施機関の不作為(善管注意義務の不履行)を認定しています。

次に請求対象文書⑤については、公開請求の趣旨を「本件請求で審査請求人が求めているのは、市政改革プラン 2.0 に記載された目標の達成状況を区民アンケート結果で評価することが妥当であると言える根拠と解するのが相当である。」と認定されています。

そして、請求対象文書⑤については、実施機関は情報公開審査会に対して提出した意見書の中で「令和3年8月30日付け大市民第517号通知により公開した区長会議資料」を特定していますが、この文書について「上記両部分は、区民アンケート結果によって目標達成判断が可能であることを前提にその達成状況を示すものであり、審査請求人が求めている市政改革プラン 2.0 に記載された目標の達成状

況を区民アンケート結果で評価することが妥当であると言える根拠ではない」、「『令和3年8月30日付け大市民第517号通知により公開した区長会議資料』については、公開請求⑤に合致する文書ではな」く、請求対象文書⑤は不存在であると判断されています。

そして、「実施機関は特段の検討を行うことなく区民アンケートを行っており、 そうであれば、市政改革プラン 2.0 に記載の目標達成判断資料として区民アンケートを用いていることの妥当性についても特段の検討は行っていないと認められる」とし、実施機関の区民アンケートの結果で、市政改革ブラン 2.0 に記載された目標が達成されたかどうかが判断でき、「成果指標と目標値の測定」、「全区共通的な指標を設定し、統一した手法で把握」という区民アンケートの目的が達成できるものであると説明が否定され、上記 1(1)で述べた実施機関の不作為(善管注意義務の不履行)を認定しています。

化制态 萨斯姓氏 人名英国法德尔瓦勒 的复数经验 医心液 计通信器 计交换 医皮肤 医电压

次に請求対象文書⑥については、公開請求の趣旨を「審査請求人が求めているのは、住之江区役所職員が発言した『調査結果の正確性』の意味するところや、いかなる理由で『正確性は担保されている』と言えるのか」であると認定した上で、「『令和3年11月12日付け大監第97号通知による住民監査請求結果』が対象文書にはならないと考える。また、『令和3年7月30日付け大市民第444号通知により公開した区民アンケート報告書』については、審査会において見分した結果、『調査結果の正確性』の意味するところや、いかなる理由で『正確性は担保されている』と言えるのかは記載されていない。」とされ、請求対象文書⑥は不存在であると判断されています。

そして、「実施機関は特段の検討を行うことなく、区民アンケートを実施していると認められ、監査に際して本市職員が行政委員会事務局職員に対して説明した内容についても、説明内容が正しいかどうかはともかく、実施機関の主張のとおり、説明者が個人的にインターネットで得た知見をもとに回答を行ったと認められる」とし、実施機関の区民アンケートの正確性は担保されており、「成果指標と目標値の測定」、「全区共通的な指標を設定し、統一した手法で把握」という区民アンケートの目的が達成できるものであると説明が否定され、上記 1(1)で述べた実施機関の不作為(善管注意義務の不履行)を認定しています。

次に請求対象文書®については、特定された文書について「審査会において令和 2年度区民アンケート調査報告書の24区分を見分したところ、無作為抽出を行って対象者の選定を行った旨の記載は認められたが、『区民アンケートの結果が、区同士の比較ができるものである』ことの根拠の記載は認められなかった。 この点、実施機関は、無作為抽出を行えば区同士の比較が可能であると考え、当該文書が対象文書であると特定したのかもしれないが、審査請求人が求めているのはそのように言える理由であると解されることから、無作為抽出を行って対象者の選定を行った旨の記載をもって対象文書であるとは認められない。

また、意見書において、「区別回答者数と回答率」が記載されていることも1つの理由として、当該報告書が、審査請求人が求めている文書である旨の主張を行っていることから、当該記載をもって対象文書として特定したのかもしれないが、審査請求人が求めているのは当該報告書記載の『区別回答者数と回答率』でもって、理論的に区同士の比較が可能であると判断できる根拠であると解され、そのような記載も認められなかったところである。」とされ、請求対象文書®は不存在であると判断されています。

そして、「実施機関は特段の検討を行うことなく、区民アンケートを実施していると認められ、そうであれば、区同士の比較についても、どのような前提条件があれば比較可能かについて検討することなく、ただ単純に比較していると認められる」とし、実施機関の区民アンケート報告書を見比べることで区同士の比較ができ、「成果指標と目標値の測定」、「全区共通的な指標を設定し、統一した手法で把握」という区民アンケートの目的が達成できるものであると説明が否定され、上記1(1)で述べた実施機関の不作為(善管注意義務の不履行)を認定しています。

次に請求対象文書⑨については、特定された文書について「審査会において令和 2年度区民アンケート調査報告書の24区分を見分したところ、無作為抽出を行っ て対象者の選定を行った旨の記載は認められたが、『経年変化を測定できるもので ある』ことの根拠の記載は認められなかった。

この点、実施機関は、無作為抽出を行えば経年変化の測定が可能であると考え、 当該文書が対象文書であると特定したのかもしれないが、審査請求人が求めてい るのはそのように言える理由であると解されることから、無作為抽出を行って対 象者の選定を行った旨の記載をもって対象文書であるとは認められない。

よって、令和3年7月30日付け大市民第444号通知により公開した区民アンケート報告書については、公開請求⑨に合致する文書ではない」とされ、請求対象文書⑨は不存在であると判断されています。

そして、「実施機関は特段の検討を行うことなく、区民アンケートを実施していると認められ、そうであれば、経年比較についても、どのような前提条件があれば 比較可能かについて検討することなく、ただ単純に比較していると認められる」と し、実施機関の区民アンケート報告書を見比べることで経年比較ができ、「成果指標と目標値の測定」、「全区共通的な指標を設定し、統一した手法で把握」という区 民アンケートの目的が達成できるものであると説明が否定され、上記 1(1)で述べた実施機関の不作為(善管注意義務の不履行)を認定しています。

alasko istatuk ese eta kirka eta ili.

次に請求対象文書⑪については、公開請求の趣旨を「『区民アンケートの結果は ----どのような意味を持つデータ』については、『どのような』との修飾語が付されて いることから、単に『区民アンケートの結果から得られた情報』を求めていると解 するのではなく、集計結果が理論的に(統計学を念頭に置いているがそれに限られ ない。) どのような意味を持つかがわかる文書と解するのが適切である」、「『取組の 評価に用いることができるなどと言う根拠』については、『言う根拠』との記載が あることから、単に『区民アンケートの結果を取組の評価に用いることが示された もの』ではなく、区民アンケート結果が取組評価に用いるに値するものであること が理論的に検討された資料であると解するのが適切である。」とし、実施機関が特 定した文書については「審査請求人が求めているのは、回答率や男女間及び各年齢 区分間のP値を踏まえて、回答結果が理論上どのような意味を持つデータである と言えるかがわかる文書であり、その点の記載がない以上、令和3年7月30日付 け大市民第 444 号通知により公開した区民アンケート報告書については、公開請 - 求に合致する文書ではない」、「審査会において、実施機関から提出を受けた令和3 年8月30日付け大市民第517号通知により公開した区長会議資料を見分したと ころ、当該資料には、「『区民アンケートの結果を取組の評価に用いる』旨は記載さ れているが、区民アンケート結果が取組評価に用いるに値するものについての理 論的な検討に係る記載は認められなかった。

よって、令和3年8月30日付け大市民第517号通知により公開した区長会議資料については、公開請求⑪に合致する文書ではない」とされ、請求対象文書⑪については不存在であると判断されています。

そして、「実施機関は特段の検討を行うことなく区民アンケートを行っており、 そうであれば、その集計データの理論的な意味や、取組評価の判断資料として区民 アンケートを用いていることについての理論的な検討も特段行っていないと認め られる」とし、「成果指標と目標値の測定」、「全区共通的な指標を設定し、統一し た手法で把握」という区民アンケートの目的が達成できるものであるかどうかの 検討が実施機関においてなされておらず、上記 1(1)で述べた実施機関の不作為(善 管注意義務の不履行)を認定しています。

令和2年度区民アンケートについては、最後の請求対象文書⑪が象徴しています。 請求対象文書⑪は「区民アンケートの結果はどのような意味を持つデータで、取組 の評価に用いることができるなどと言う根拠はどのようなものかが分かる文書」 であり、これはまさに区民アンケートがその目的を達成できていることが分かる 文書であり、これが不存在であり、不存在の理由が「実施機関は特段の検討を行う ことなく区民アンケートを行っており、そうであれば、その集計データの理論的な 意味や、取組評価の判断資料として区民アンケートを用いていることについての 理論的な検討も特段行っていない」ということは、区民アンケートがその目的を達 成できるようにするために行わなければならない理論的根拠の確認などを一切行 わず、善管注意義務の不履行により区民アンケートがその目的を達成できないま ま実施され、その経費の支出も違法になされるという結果となり、大阪市に大きな 損害を与えています。

請求対象文書の不存在は、単に説明責任が果たせないことを意味するだけのものではありません。成果物たる文書が存在しないということは、本来行わなければならない「理論的根拠の検討」などが行われていないということを示すものであり、実施機関の不作為を表すものです。

これは、上記情報公開審査会答申が出されたのち、この答申を受けて本年2月5日付で市政改革室が次のような見解を各所属に示していることからも明らかです。

答申の結果を考慮すると、統計学も含めて学問的な検討が行われていない区 民アンケートや同様の手法で行われるアンケート調査結果を運営方針の目標 達成の判断材料に使用することは、区民の代表性を有しているかのような誤 解を招く恐れがあり、運営方針のアウトカム測定に用いることは望ましくな いと考えられる。

上記のとおり情報公開審査会は「区政に関する区民アンケート」について、

実施機関は当該区民アンケート結果を用いて経年比較や目標達成の判断を 行っているが、これは、区民アンケートを、あたかも、各区の代表性を有する かのように扱うものである。

一方、監査報告書中の市民局の説明によれば、当該区民アンケートは、「母集団の推計は行っていない」、「回答率の偏りの検証は行っていない」、「統計学的に推計できるよう設計されたものではない」ものであると認められる。

そうであれば、調査結果について、統計学上、各区の代表性を有していることを保証できないものであり、統計学以外の理論を用いて比較可能な理由を 説明できるとも考えられない。

としています。

つまり、市政改革室が示している「区民の代表性を有しているかのような誤解を招く恐れがあ」るから「運営方針のアウトカム測定に用いることは望ましくない」とするものではなく、「区民の代表性を有しない」調査結果で「経年比較や目標達成の判断を行」うことの矛盾を指摘するものであり、これには調査結果を運営方針におけるアウトカム指標として用いることも含まれると解されます。

この区民アンケートではありませんが、鶴見区の区民アンケートの「備蓄などいざという時に備えていますか」との設問に対して「何もしていない」と回答した人の割合と、回答率の推移を次に示します。

回答割合回答率令和3年度20.6%50.1%令和4年度4.7%44.8%令和5年度23.7%60.4%

鶴見区の区民アンケートは回答率が低いことにより、調査結果は「区民の代表性」は有しておらず、回答率の変動などにより回答者の偏りが大きく変動し、調査結果も大きく変動してしまっています。「災害時の備えを行っている人の割合」がこのように大きく増えたり減ったりするはずはなく、このデータをアウトカム指標として使用することは明らかに不適切です。このようなデータを基に防災計画を云々しているのであれば、その計画はいざという時に役に立たない可能性が高いものであると考えられます。

「区政に関する区民アンケート」に関して言えば、令和6年3月25日の区長会議くらし・安全・防災部会で以下の議論が行われています。

(11) 地域活動協議会に関する令和5年度共通指標にかかる実績値について (西成区長、市民局地域連携 G)

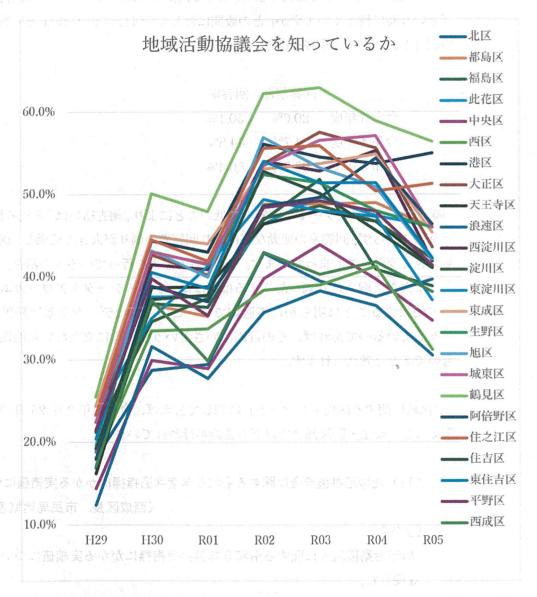
### 【要旨】

・地域活動協議会に関する令和5年度共通指標にかかる実績値について報告 を受けた。

#### (主な意見)

地域活動協議会の認知度が大きく下がっている。町会の加入に関する広報へ とシフトしたことにより、地域活動協議会に関する広報が以前より少なくな ったことが理由かとも推測される。各区において気に留めていただき、昨年 度の実績値についても確認したうえで、地域活動協議会の認知度が向上するように引き続き力を入れて取り組んでほしい。(浪速区長)

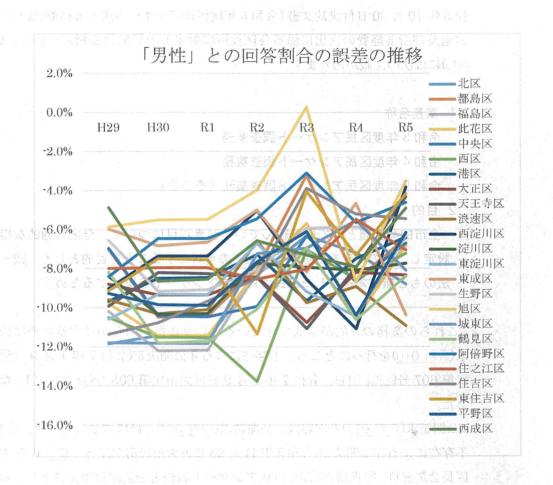
ここでは「地域活動協議会の認知度が大きく下がっている」とされています。これの基となった、「区政に関する区民アンケート」の「地域活動協議会を知っているか」との設問に対する肯定的回答割合の推移を次に示します。



「地域活動協議会の認知度が大きく下がっている」との発言は、このデータの令和 4 年度から令和 5 年度にかけての変動を基に行われているものですが、鶴見区の区民アンケート同様、区政に関する区民アンケートについても調査結果は区民の状態をまるで表したものにはなっておらず、このデータを根拠に「地域活動協議

会の認知度が大きく下がっている」などと判断できるものではありません。

これを裏付けるように、「区政に関する区民アンケート」の性別を尋ねる設問で「男性」と回答した人の割合と、住民基本台帳のデータとの乖離(誤差)を一覧にしたものを次に示します。



このデータからは「男性」と回答した人の割合は、現実の男性の割合とは大きく 乖離し、その増減も現実の男性の増減とは全く無関係に大きく変動してしまって います。これと同様「地域活動協議会を知っていると回答した人の割合」も現実の「地域活動協議会を知っている人の割合」とは大きく乖離し、その増減も現実の増減とは全く無関係であるということは容易に想像できます。

なにより問題なのは、「区政に関する区民アンケート」の結果が区民の実態を適切にとらえたものに(区民の代表性を有したものに)なっているのかどうか、あるいは指標として用いることができるものなのかどうかについて、実施機関が何の確認も検討も行っていないということです。

#### (イ) 令和3年度~令和5年度区民アンケートについて

令和3年10月6日付決裁文書「令和3年度区民アンケート調査業務委託の実施及び所要経費の支出に係る各区役所に対する予算配付依頼について」(資料 007)、令和4年7月15日付決裁文書「令和4年度区民アンケート調査業務委託の実施及び所要経費の支出に係る各区役所に対する予算配付依頼について」(資料 008)、令和5年10月30日付決裁文書「令和5年度区民アンケート調査業務委託(その2)の実施及び所要経費の支出に係る各区役所に対する予算配付依頼について」(資料 009)には次の記載があります。

#### 1 業務名称

令和3年度区民アンケート調査業務 令和4年度区民アンケート調査業務 令和5年度区民アンケート調査業務(その2)

#### 2 目的

全市的な課題として取り組んでいくべき項目について、全区共通的な指標を 設定し、その状況を把握するうえでの資料とすることを目的として、統一的手 法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを実施するため。

これらの業務の目的が達成できているという根拠を明らかにするために公開請求(資料 010)を行ったところ、不存在による非公開決定(令和 7 年 1 月 9 日付大市民第 607 号(資料 011)、令和 7 年 1 月 9 日付大市民第 605 号(資料 012))となりました。

公開請求(資料 010)の内容は、公開請求(資料 004)とほぼ同じものです。そして、不存在による非公開決定(令和 3 年 11 月 26 日付大市民第 727 号 資料 005)では、区長会議資料、監査請求結果、区民アンケート報告書を請求対象文書として特定していましたが、情報公開審査会の答申でこれらがことごとく特定すべき文書ではないとされ、実施機関は区民アンケートの実施に当たり特段の検討を行っていないと認定されたことにより、不存在による非公開決定(令和 7 年 1 月 9 日付大市民第 607 号(資料 011)、令和 7 年 1 月 9 日付大市民第 605 号(資料 012))では、請求対象文書について「検討を行っていないため、根拠がわかる文書については当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない」、「その根拠について、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない」などとなっています。

公開請求(資料 010)では、次の文書の公開を求めています。

令和3年度から令和5年度の「区政に関する区民アンケート」の実施決裁文

書には、その目的として「全市的な課題として取り組んでいくべき項目について、全区共通的な指標を設定し、その状況を把握するうえでの資料とすることを目的として、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを実施するため。」と記載されています。具体的には「地域活動協議会を知っている区民の割合」などの指標の実績値を測定し、各事業の評価を行うことが目的ですが、業務委託仕様書の内容でこの目的が達成できる理論的根拠がわかる文書を公開してください。

。 《新聞》中的《歌歌》( \$P\$《明**篇**第二年》。

これは<u>資料 007~資料 009</u> に記載されている各区民アンケート調査業務の目的が、達成される根拠が示された文書を求めるものであり、これは事業実施に当たり 当然確認されているはずのものです。

これに対して不存在による非公開決定(令和7年1月9日付大市民第607号(<u>資料</u>011)では不存在理由として次のとおり示されています。

各事業の評価が達成できる理論的根拠がわかる文書については、当該公文書 をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。

これは情報公開審査会答申で「実施機関は特段の検討を行うことなく区民アンケートを行っており、そうであれば、その集計データの理論的な意味や、取組評価の判断資料として区民アンケートを用いていることについての理論的な検討も特段行っていないと認められる」と認定された通り、区民アンケート,調査業務がその目的を達成できるものになっているのかどうかの検討や確認が一切行われず、その結果として文書が不存在であるということです。

#### (ウ) 実施機関の裁量権の濫用について

令和3年11月12日付大監第97号(<u>資料003</u>)の基となった令和3年10月29日付住民監査請求委員会議資料(資料013)には次の記載があります。

アンケートにおいて回答された区民の割合では、区民全体の状況を推計できるものではないが、連年の回答者に同様のバイアスがかかっていることは、学術的な厳密さはないとしても、合理的に推測でき、その回答結果を経年で比較等することは、著しく合理性を欠くものとはいえない。

したがって、アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じている と回答した区民の割合を上記成果指標として設定することは、裁量権の範囲 を逸脱濫用するものとは認められない。

成果指標がアンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると 回答した区民の割合であるので、本件アンケートが、その指標の測定ができる ものになっていないという事情は認められない。

まず「アンケートにおいて回答された区民の割合では、区民全体の状況を推計できるものではない」との評価については、上記で示した「『男性』との回答割合の誤差の推移」のグラフから分かる通り、「区政に関する区民アンケート」の性別を尋ねる設問で「男性」と回答した人の割合は、現実の値(住民基本台帳のデータ)からは大きく乖離してしまっています。そしてこれは「地域活動協議会を知っている区民の割合」などの他の指標でも同様であり、「区政に関する区民アンケート」は「区民全体の状況を推計できる」ものには全くなっておらず、この評価は妥当なものです。

しかし、続く「連年の回答者に同様のバイアスがかかっていることは、学術的な厳密さはないとしても、合理的に推測でき、その回答結果を経年で比較等することは、著しく合理性を欠くものとはいえない」との評価について、上記で示した「『男性』との回答割合の誤差の推移」のグラフは区民アンケートの結果と住民基本台帳のデータとの乖離の推移を表すものですが、住民基本台帳における男性の割合はほとんど変化していないことから、このグラフの変動はほぼそのまま「男性」との回答割合の変動を示しています。「連年の回答者に同様のバイアスがかかっている」のであれば、住民基本台帳との乖離は一定の幅を保ったまま推移するはずですが、現実にはそうはなっていません。これは「連年の回答者のバイアスは大きく変動してしまっている」ことを表しており、この評価は妥当性を欠きます。そして、「男性との回答割合」の増減が、現実の男性の割合の増減とは全く無関係であることから、「その回答結果を経年で比較等すること」は全く意味がなく、著しく合理性を欠くものです。

また、「成果指標がアンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答した区民の割合である」との点について、令和 2 年度区民アンケートでは、情報公開審査会答申において、「実施機関は特段の検討を行うことなく、市政改革プラン 2.0 における『〇〇と感じる区民の割合』について区民アンケートの結果を用いて測定している」と認定され、成果指標が区民アンケートの結果であるということに根拠がないということが明らかになっています。また、令和 3 年度~令和 5 年度については、不存在による非公開決定(令和 7 年 1 月 9 日付大市民第607 号(資料 011)に不存在理由として「令和 3 年度から令和 5 年度の「区政に関する区民アンケート」に関して、「『指標』における『〇〇と感じる区民の割合』」に

「アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区 民の割合」を用いることができるかについては検討を行っていない」としており、 これも成果指標が区民アンケートの結果であるということに根拠がないというこ とが明らかになっています。

区民アンケートについては、市政改革プラン 2.0 の評価のために行われるはるか以前から行われていたものであり、実施機関はデータがこのような暴れ方をしているということは容易に認識できたはずであるにも関わらず、何の検討も確認も行わなかった(善管注意義務の不履行)結果として、「区政に関する区民アンケート」の結果が指標や目標達成の判断に用いるに値するものであるのかどうかについて正しい認識を持てず、漫然と事務を行っています。この点が裁量権の濫用であるのは明らかです。

#### (エ)経費の支出について

この区民アンケートの令和5年度分について、経費の支出の際に業務の目的が達成されたのかを明らかにするために、公開請求(資料016)を行いました。

この公開請求で4点目として「仕様書には、この業務委託の目的として『全市的な課題として取り組んでいくべき項目について、24 区共通的な指標を設定し、その状況を把握するうえでの資料とするため、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する。』と記載されています。業務委託の成果物など、この目的が達成されたことがわかる文書」を請求していますが、実施機関はこれに対して公開決定(令和7年1月23日付大市民第625号 資料017)を行い「令和5年度区政に関する区民アンケート報告書(24区分)」を特定しました。

しかし、情報公開審査会答申においては「実施機関は特段の検討を行うことなく 区民アンケートを行っており、そうであれば、市政改革プラン 2.0 に記載の目標達 成判断資料として区民アンケートを用いていることの妥当性についても特段の検 討は行っていないと認められる」などと判断されており、区民アンケート報告書は 特定されるべき文書ではない旨実施機関に抗議すると、実施機関は「業務委託の目 的は区民アンケートの実施そのものであることから報告書を特定した」、「『全市的 な課題として取り組んでいくべき項目について、24 区共通的な指標を設定し、そ の状況を把握するうえでの資料とする』との目的が達成されたことが分かる文書 として特定したものではない」と説明しました。

そこで改めて令和3年度~令和5年度について公開請求(資料018)を行ったところ、今度は不存在による非公開決定(令和7年2月14日付大市民第699号 資料019)となりました。そして不存在理由には「「委託業務の履行により『全市的な課題として取り組んでいくべき項目について、24区共通的な指標を設定し、その状況を把握するうえでの

資料とする』ことができた」ということが確認できる文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない」と記載されており、区民アンケート調査業務の目的が達成されたものであるのかどうかが未確認のまま経費の支出が行われています。

これは明白に地方自治法第2条第14号、地方財政法第4条違反です。

#### (3) その結果、大阪市に生じている損害

<u>資料 001</u> に示した契約に係る費用、合計 33,737,348 円が無駄になっています。

#### (4) 請求する措置の内容

(3)記載の損害を回復する措置を講じてください。具体的には市長に返還させることを求めます

なお、以下の点について監査意見を付してくださいますようお願いします。

在海岸的 医水色性磷铁铁病

- ・この区民アンケートのように「〇〇である区民(市民)の割合」等、区民(市民) の状態を把握するための調査事業が適切に行われるような措置を講じること
- ・大阪市は ICT 戦略アクションブランにおいて、施策、事業の立案にあたり EBPM の推進ということをうたっています。EBPM を推進するためには統計 学の素養が欠かせません。施策、事業立案の前提となる現状を把握するために 必要な統計学の素養を必要な職員が備えられるような措置を講じること

#### 2 その他

資料 001 の各財務会計行為について、令和 2 年度分については令和 3 年 11 月 12 日付大監第 97 号により住民監査請求を棄却されたものと同一のものですが、上記の情報公開審査会の答申により、請求棄却との判断の基礎となった実施機関の説明の根拠について、実施機関は何の検討も確認も行っておらず、実施機関の不作為(善管注意義務の不履行)による違法が明らかになったため、再度請求を行うものです。

また、令和3年度分、令和4年度については、契約日、支出日のいずれからも1年が 経過し、また、令和5年度分については契約日から1年が過ぎています。

地方自治法 242 条 2 項には「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定され、「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したとき」には住民監査請求を提起することができないとしたうえで、「正当な理由があるとき」は例外的に住民監査請求を提起することができる旨を規定しています。

この規定について、最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決(資料 014、資料 015)では次のと

おり判示されています。

当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも同様であると解すべきである。したがって、【要旨】そのような場合には、上記正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。

本件で言えば、上記判決で言う「上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時」、つまり監査請求をするに足りる程度に区民アンケート調査業務の内容を知ることができた時は、情報公開審査会答申により実施機関の不作為(善管注意義務の不履行)による違法が存在することを知り得た時であり、期限を過ぎていることには正当な理由があるものです。

そして、令和3年度~令和5年度について行った公開請求(資料010)に関して、仮にこれを答申が出された2024年12月20日より前に行っておれば、決定の内容は(資料011 のように「検討を行っていないため、根拠がわかる文書については当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない」などとはなっておらず、資料005のように、令和3年11月12日付け大監第97号通知による住民監査請求結果、令和3年8月30日付け大市民第517号通知により公開した区長会議資料、令和3年7月30日付け大市民第444号通知により公開した区民アンケート報告書が根拠が示された文書として特定され、実施機関の不作為による違法が明らかにならなかったことは明白です。

この意味で情報公開審査会答申は「財務会計上の行為に関する説明責任をどのように 果たすべきかに関わる事実に過ぎない」ものではなく、実施機関の不作為による違法を 明らかにするものです。

#### 3 請求者

住所 氏名 電話

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。 2025 年 4月20日

大阪市監査委員会 御中



# 大阪市職員措置請求書(補足)

2025年2月20日に提出した大阪市職員措置請求書について、以下の通り補足します。

1 公開請求に係る不存在決定について

今回の住民監査請求に関する公開請求を資料 020 のとおり行いました。

化水子 网络人名克特 医乳毒素

本品的支付,还是的企業中 15. 多的企業的協同的专作的基础的是同性适应的资本

これに対して実施機関は<u>資料 021</u> のとおり不存在による非公開決定(令和 7 年 3 月 3 日 付大市民第 726 号を行いました。)

不存在理由は次のとおりとなっています。

#### 【公開請求に係る公文書を保有していない理由】

- 1.令和3年度、令和4年度及び令和5年度の区政に関する区民アンケートについて、「統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する」ことにより、「全市的な課題として取り組んでいくべき項目について、全区共通的な指標を設定し、その状況を把握するうえでの資料とする」ことができるとする理論的根拠がわかる文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
- 2.令和3年度、令和4年度及び令和5年度の区政に関する区民アンケートに関する 経費の支出により、統一的手法のもど無作為抽出した区民に対してアンケートを 実施することで、「全市的な課題として取り組んでいくべき項目について、全区共 通的な指標を設定し、その状況を把握するうえでの資料とする」ことができるとす る理論的根拠が示された文書については、当該公文書をそもそも作成又は取得し ておらず、実際に存在しないため。

ここでは各区民アンケート調査業務の実施決裁文書(監査請求書に添付した資料 007、 資料 008、資料 009)に、記載されている「全市的な課題として取り組んでいくべき項目 について、全区共通的な指標を設定し、その状況を把握するうえでの資料とすることを 目的として、統一的手法のもと無作為抽出した区民に対してアンケートを実施するため」 との実施目的が達成できるとする理論的根拠が示された文書は不存在であるとされてい ます。

情報公開審査会答申(令和6年12月20日付大情審答申第536号)では次のような判断がなされています。

まず、審査請求人が審査請求書等で指摘するように、<u>実施機関は当該区民アンケート結果を用いて経年比較や目標達成の判断を行っている</u>が、これは、区民アンケ

ートを、あたかも、各区の代表性を有するかのように扱うものである。

一方、監査報告書中の市民局の説明によれば、当該区民アンケートは、「母集団 の推計は行っていない」、「回答率の偏りの検証は行っていない」、「統計学的に推計 できるよう設計されたものではない」ものであると認められる。

そうであれば、調査結果について、統計学上、各区の代表性を有していることを 保証できないものであり、統計学以外の理論を用いて比較可能な理由を説明でき るとも考えられない。

したがって、本件公開請求の決定通知書やこの間の調査・審議から、<u>各区の代表性が担保されていない結果に基づき、(意味のある)経年比較や目標達成評価ができるのかについて、実施機関において検討がなされたとは認められない</u>。

なお、審査請求人が指摘するように、区民アンケート結果報告者や実施機関職員の監査の際の説明等において、統計学を前提としたような説明が散見されるが、それらは一貫性のないものであると認められるから、そのような説明がなされた事実をもって、本区民アンケートの設計等に際して、統計学を含めた学問的な検討がなされたとは認められない。

しかし、上記両部分は、区民アンケート結果によって目標達成判断が可能であることを前提にその達成状況を示すものであり、審査請求人が求めている市政改革プラン 2.0 に記載された目標の達成状況を区民アンケート結果で評価することが妥当であると言える根拠ではないと考える。

3.《李耀麟奏堂图》《文学》(1917年,1914年中华1917年19日第四年日 1917年

よって、「令和3年8月 30 日付け大市民第 517 号通知により公開した区長会議 資料」については、公開請求⑤に合致する文書ではないと言える。

次に、不存在との決定が妥当かについて検討すると、上記 2)に記載したとおり、 実施機関は特段の検討を行うことなく区民アンケートを行っており、そうであれ ば、市政改革プラン 2.0 に記載の目標達成判断資料として区民アンケートを用いて いることの妥当性についても特段の検討は行っていないと認められるので、審査 請求人が求めている公文書が存在しないとの結論については、不自然・不合理な点 はないと言える。

| Maria | Maria | (下線は請求人による) | Maria | Mari

ここで言う「当該区民アンケート結果を用いて経年比較や目標達成の判断を行っている」とは、実施決裁文書に書かれている「全市的な課題として取り組んでいくべき項目について、全区共通的な指標を設定し、その状況を把握する」ということです。

不是公司的基礎的支持法。其代辦院的經濟學的是一個人的數學學數學的問題的問題

また、監査請求書に添付した資料 011 には次の記載があります。

令和 3 年度から令和 5 年度の「区政に関する区民アンケート」に関して、「『指

標』における『〇〇と感じる区民の割合』」に「アンケートにおいて回答された区 民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合」を用いることができるかに ついては検討を行っていない

14、1000年1月,最多海南,1500万辆辆转换8倍的数据,1500克,1600克斯·斯尔·特尔尔

令和3年度がら令和5年度の「区政に関する区民アンケート」の結果はどのような意味を持つデータで、取組の評価に用いることができるなどと言う根拠はどのようなものかについては、検討を行っておらず、根拠が分かる文書についても、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しない

監査請求書にも記しましたが、実施機関は区民アンケート調査業務がその目的を達成できるものであるのかどうかについて、実施を検討する段階において当然確認していなければならないものです。これは善管注意義務(民法第 644 条)によるものであり、上記のとおりこの確認を怠り、文書が存在しないということは違法を構成するものです。

その結果として目的を達成できない(達成できたのかどうかの確認ができない)区民アンケート調査業務を実施し、その経費を支出することにより大阪市に損害を与えています。実施機関は損害を賠償しなければなりません。

·斯斯·蒙克内特·西斯特尔克尔克克斯 医特尔克

#### 2 請求者

住所 氏名: 電話

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。 2025 年 3 月 5 日

化环间滤光板 医三氯甲基环氏环 医乙烯磺酰苯酚医磺胺 医动物 化氯化氯甲烷 医皮肤病 经工

では、APS かっぱい (APSA) いたとう ABS しんじゅうにん Committee (APSA)

网络克雷克斯克斯 医大维拉氏试验 医大线性小原



## 大阪市職員措置請求書(補足)

2025年2月20日に提出した大阪市職員措置請求書について、以下の通り補足します。

### 1 阿倍野区の令和6年度区民アンケート結果報告書について

阿倍野区の令和 6 年度第1回阿倍野区民アンケート調査「阿倍野区の取組にかかるアンケート」報告書を資料 022 に示します。

この報告書では、情報公開審査会答申(令和 6 年 12 月 20 日付大情審答申第 536 号)で触れられている「学問的検討」が「1-6 標本誤差」、「1-7 標本の代表性」において行われています。

ポイントとなるのは、「1-7 標本の代表性」で「標本は各年齢区分間において母集団に対する代表性を有しない(偏りがある)と判断される」とされている点で、その結果として「標本誤差以外に大きな非標本誤差が発生している可能性が高く」、「本調査結果を母比率の推定値として用いる場合には留意が必要です」と結論付けられている点です。

具体的に述べますと、この報告書の「1-7 標本の代表性」に記載されている回答状況について、年齢階層別の構成比を加えて下記に示します。

#### ■母集団の大きさ(N)

18歳~	~34歳	35~64歳	65歳以上	合計
	20,866	46,306	27,733	94,905
<u> </u>	22.0%	48.8%	29.2%	100.0%

#### ■有効回答者数(測定値n)

18歳~	~34歳	35~64歳	65歳以上	合計
. ]	105	376	262	743
A management	14.1%	50.6%	35.3%	100.0%

### 構成比の差

18歳~34歳	35~64歳	65歳以上	合計
-7.9%	<sub>.</sub> 1.8%	6.0%	0.0%

これを見ると、母集団における「18歳~34歳」の構成比は 22.0%であるのに対し、回答者におけるそれは 14.1%で、7.9%も少なくなっています。逆に母集団における「65歳以上」の構成比は 29.2%であるのに対し、回答者におけるそれは 35.3%で、6.0%も多くなっています。これが令和 3年 10月 29日付住民監査請求委員会議資料(資料 013)で言

及されている「バイアス」です。この年齢階層別構成比のバイアスが何を意味するのか について、若年層と高齢者層で意識に違いがあるような質問においては、その結果はあ るべき値から大きな誤差を生じてしまうということです。

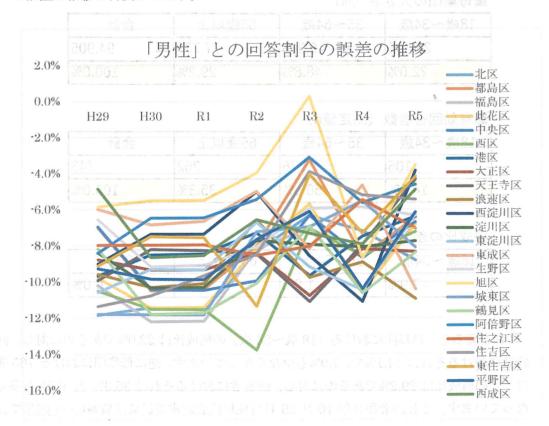
具体的には、この阿倍野区の報告書の間12の結果は次のとおりとなっています。200

【問12】	知っている	
全体		28.3%
ハトローノコイスル	18~34 歳	9.5%
年齢別	35~64 歳	31.9%
各甲第 536	65 歳~	30.5%

の「参加したことはない」の割合は令和5年度が75.4%、令和6年度が83.6%となっており、8.2 ポイントも上昇しています。参加経験のない人の割合がわずか1年で(下がるのならまだ理解できますが)このように上がってしまうはずはなく、これは明らかに誤差です。

阿倍野区のこの区民アンケートの回答率は 49.5%であり、「区政に関する区民アンケート」の 30%程度と比較すると高くなっているので、この非標本誤差も「区政に関する区民アンケート」に比べると抑えられているものと考えられます。

監査請求書に記載した「区政に関する区民アンケート」における「男性」との回答割合の誤差の推移を再度示します。



監査請求書に記したとおり、「連年の回答者のバイアスは大きく変動してしまって」おり、それにより結果の誤差も大きく変動してしまっています。このグラフの誤差の大きな変動はそれを如実に表しています。

阿倍野区と同様の記載は、都島区、鶴見区、住吉区などいくつかの区の報告書でみられます。問題なのは「区政に関する区民アンケート」に関しては、このような「学問的検討」が全く行われず、大きな誤差を生じている可能性について何の確認を行うことなく、そして、「区政に関する区民アンケート」の結果が事業の目的を達成できるものになっているのかどうかの確認も行うことなく、漫然と得られた結果をそのまま「あたかも、各区の代表性を有するかのように」使用していることです。

いくつかの区で「学問的検討」が行われている以上、「区政に関する区民アンケート」 においてこのような検討が行われず、何の確認も行われていないということは、善管注 意義務違反というほかなく、違法を構成するものです。

#### 2 請求者

住所 氏名 電話

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。 2025 年 3 月 7 日

大阪市監査委員会 御中

en de la figura de la composition de la figura del figura de la figura dela figura dela figura dela figura de la figura de la figura de la figura de la figura de

and the second of the second o

tine filozoficio. Por portugal de la propieta de la compania de la c Portuga de la compania de la compania

· Andrew Charles And

4